官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働一九六）　二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（同一九七）
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境五九、六〇）
〔その他告示〕
○総合特別区域の区域を変更した件（内閣府一〇八）　三
○銀行法第五十五条第三項の規定により銀行持株会社に係る認可がその効力を失った件（金融庁六八）
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（同六九）
○金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（同七〇）　三
○金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（同七一）　四
○金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第百十条に規定する金融庁長官が指定する者の一部を改正する件（同七二）
○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（総務二五五、二五六）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一一一～一一九）
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供、新規提供が決定された件（防衛一六八）　六
○道路に関する件（北陸地方整備局三四、三五）　七
○都市計画に関する件（近畿地方整備局八〇）
〔人事異動〕
内閣府　宮内庁　法務省　八
〔官庁報告〕
官庁事項
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　八
四国地方整備局公示（四国地方整備局）
国家試験
令和七年度旅行業務取扱管理者試験の公示（観光庁）　八
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配五六）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達、隊員の免職取消、隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　三〇

法規的告示

○厚生労働省告示第百九十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年七月十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 (1)～(15)　（略） (16)　ランソプラゾール (17)　（略） 二　（略）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 (1)～(15)　（略） （新設） (16)　（略） 二　（略）

○厚生労働省告示第百九十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。ただし、ランソプラゾール、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する内用剤であって、令和八年一月十日以前に現に存し、かつ、その添付する文書に同項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品（以下「処方箋医薬品」という。）である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に処方箋医薬品である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、同法第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

令和七年七月十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 (1)～(1161)　（略） （削る） (1162)～(1251)　（略） 九　（略）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 (1)～(1161)　（略） (1162)　ランソプラゾール (1163)～(1252)　（略） 九　（略）

○環境省告示第五十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において読み替えて準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月十日

環境大臣　浅尾慶一郎

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
　イ　氏名又は名称　株式会社かんでんエンジニアリング
　ロ　住所　大阪府大阪市北区中之島六丁目二番二十七号
　ハ　代表者の氏名　代表取締役　大久保昌利
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
　福島県南相馬市小高区上根沢字四ツ栗一番一
三　無害化処理の用に供する施設の種類
　ポリ塩化ビフェニル汚染物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）の洗浄施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

五　申請年月日
　令和七年六月二日
六　縦覧場所
イ　環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室
ロ　東北地方環境事務所資源循環課
ハ　福島県生活環境部産業廃棄物課
ニ　福島県相双地方振興局県民環境部環境課

○環境省告示第六十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において読み替えて準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

　令和七年七月十日　環境大臣　浅尾慶一郎

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ　氏名又は名称　ゼロ・ジャパン株式会社
ロ　住所　東京都新宿区西新宿一丁目二十六番二号
ハ　代表者の氏名　代表取締役　安齋　哲也
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
イ　新潟県新潟市中央区新光町四番一
ロ　愛知県名古屋市港区正保町一丁目十四番一及び二十番一
三　無害化処理の用に供する施設の種類
イ　廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）の分解施設
ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物（令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）の洗浄施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
五　申請年月日
　令和七年六月四日
六　縦覧場所
イ　環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室
ロ　関東地方環境事務所資源循環課
ハ　中部地方環境事務所資源循環課
ニ　新潟市環境部廃棄物対策課
ホ　愛知県環境局資源循環推進課
ヘ　名古屋市環境局事業部廃棄物指導課
ト　名古屋市中川区役所
チ　名古屋市港区役所
リ　名古屋市環境学習センターエコパルなごや

その他告示

○内閣府告示第百八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、令和六年内閣府告示第八十六号をもって公示した国際戦略総合特別区域を令和七年六月十九日付けで変更したので、次のとおり公示する。

　令和七年七月十日　内閣総理大臣　石破　茂

一　地方公共団体の名称　愛知県、三重県、長野県、春日井市、安城市、稲沢市、尾張旭市、桑名市、鈴鹿市、いなべ市及び上田市
二　国際戦略総合特別区域の範囲　春日井市、安城市、稲沢市、尾張旭市、桑名市、鈴鹿市、いなべ市及び上田市の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○金融庁告示第六十八号

日本郵政株式会社が令和七年六月二十七日付けで株式会社ゆうちょ銀行を子会社とする持株会社でなくなったことに伴い、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十五条第三項の規定により日本郵政株式会社に対する同法第五十二条の十七第一項の認可がその効力を失ったので、同法第五十六条第九号の規定に基づき、告示する。

　令和七年七月十日　金融庁長官　伊藤　豊

○金融庁告示第六十九号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の三第四項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

　令和七年七月十日　金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第四条　令第十七条の三第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次に掲げる銀行持株会社に係る同条第一項各号に定める金融庁長官の権限とする。 ［略］ ［ソニーフィナンシャルグループ株式会社］ ［略］	**第四条**　［同上］ ［同上］ ［ソニーフィナンシャルグループ株式会社］ ［日本郵政株式会社］ ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○金融庁告示第七十号

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百九十四号）第五条の規定に基づき、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十四年金融庁告示第八十三号）の一部を次のように改正する。

　令和七年七月十日　金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［略］	［同上］
［ソニーフィナンシャルグループ株式会社］	［ソニーフィナンシャルグループ株式会社］
［略］	日本郵政株式会社 ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○金融庁告示第七十一号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）第三十九条の規定に基づき、金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十六年金融庁告示第四十四号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月十日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［略］	［同上］
［ソニーフィナンシャルグループ株式会社］	［ソニーフィナンシャルグループ株式会社］
［略］	日本郵政株式会社 ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○金融庁告示第七十二号

金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）第百十条の規定に基づき、金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第百十条に規定する金融庁長官が指定する者（令和三年金融庁告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月十日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［略］	［同上］
［ソニーフィナンシャルグループ株式会社］	［ソニーフィナンシャルグループ株式会社］
［略］	日本郵政株式会社 ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第二百五十五号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和七年六月二十五日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年七月十日

総務大臣　村上誠一郎

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　ＭＩＮＤタイムスタンプサービス

2　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　1a63　6a4b　c2e3　24a0　1abc　3f6d　afb8　656d　95ea　3f39

3　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　d6e1　e4a9　b2fa　2190　0c63　117c　0be2　af5e　942e　cf20　5f20　8eda　dc8d　0cb0　0ea6　6cc2

4　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　41ec　9169　6f8c　3b91　a29f　aff4　2532　fcf5　16cd　f749

5　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　a17e　2dd7　97ca　0d6b　330a　9a78　dc39　bdc5　b7a9　e67d　3994　cb8a　354b　a82e　c78f　579d

6　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　2010401059681

7　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　三菱電機デジタルイノベーション株式会社（令和７年４月１日付けで三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社から変更）

8　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　Mitsubishi Electric Digital Innovation Corporation（令和７年４月１日付けでMitsubishi Electric Information Network Corporationから変更）

9　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　東京都港区芝浦４－６－８

○総務省告示第二百五十六号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和七年六月二十五日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年七月十日

総務大臣　村上誠一郎

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　アマノタイムスタンプサービス3161

2　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　1904　7e23　0906　2d30　a794　9da0　97ea　72d2　4075　5feb

3　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　f43e　c459　0209　8b2c　3f5f　7cb0　ffad　47e2　b5b3　58f0　94b0　68ee　9d14　df07　cea4　d12a

4　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　8196　c3b1　7dfd　b986　630d　6dfd　6574　6470　2f93　76fc

5　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　6da5　e361　1110　b9e5　2306　3ffc　d14c　a3b9　6c28　5b0c　f694　e9f5　5a5f　2d14　1bae　c68b

6　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その３）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　1269　aa78　9cac　8eea　0438　eb89　c075　3b04　605c　527e

7　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その３）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　2e43　988b　11a1　a726　cb9a　9917　c5a1　81b6　c1de　692d　99b5　0a22　8975　a60a　6bba　1e29

8　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　3020001019365
9　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　アマノ株式会社
10　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　Amano Corporation
11　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地

○農林水産省告示第千百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重県津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重県松阪市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、松阪市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重県津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重県伊賀市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重県伊賀市・名張市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。
伊賀市・名張市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北海道紋別郡遠軽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び遠軽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北海道夕張市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北海道積丹郡積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐は、択伐による。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道網走市・虻田郡京極町・有珠郡壮瞥町・勇払郡むかわ町・占冠村・上川郡美瑛町・和寒町・下川町・新得町・中川郡本別町・斜里郡斜里町・清里町・小清水町・網走郡大空町・美幌町（以上一市十三町一村国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道河東郡音更町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　風害の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道上川郡下川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　干害の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに網走市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第百六十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和七年七月八日次のとおり決定された。

令和七年七月十日

防衛大臣　中谷　元

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	土地：約六一七、〇〇〇平方メートル 建物：約三〇、〇〇〇平方メートル 工作物：駐機場等 訓練施設：として共同使用する。 使用期間：令和七年七月十四日から同月十八日までの間

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇六八	千歳飛行場	千歳市	国有	土地：約七三、〇〇〇平方メートル 建物：約三、五〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設：として追加提供する。 使用期間： 一　令和七年七月二十五日から同年八月四日までの間、訓練の展開及び撤収のための追加期間 二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 航空自衛隊千歳基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
二〇七三	松島飛行場	東松島市	国有	土地：約一、九七九、〇〇〇平方メートル 建物：約三五、〇〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設：として追加提供する。 使用期間： 一　令和七年七月二十二日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のための追加期間 二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 航空自衛隊松島基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

二〇七四	大湊地区総監部	むつ市	国有	土地…約一、〇〇〇平方メートル 建物…約六九〇平方メートル 工作物…門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年七月十六日から同月二十八日までの間 海上自衛隊大湊地区総監部の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。地位協定の関連ある条項が適用される。
三一八七	百里飛行場	小美玉市	国有	建物…約一、五〇〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年七月十四日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のための追加期間 航空自衛隊百里基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。地位協定の関連ある条項が適用される。
四一六一	小松飛行場	小松市	国有	土地…約一、〇〇〇平方メートル 建物…約四、五〇〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年七月十三日から同年八月三日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 航空自衛隊小松基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二一	築城飛行場	春日市	国有	建物…約二〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年七月十一日から同月三十日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 航空自衛隊春日基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。地位協定の関連ある条項が適用される。

海上演習場関係

◎新規提供

むつ湾訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

1　北緯四一度〇九分一二秒、東経一四一度〇七分一二秒

2　北緯四一度〇五分五三秒、東経一四一度〇八分二八秒

3　北緯四一度〇四分〇二秒、東経一四〇度五九分五九秒

4　北緯四一度〇七分二二秒、東経一四〇度五八分四三秒

二　高度制限

高度六一〇メートル（二、〇〇〇フィート）以下とする。

三　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

四　摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和七年七月十六日から同月二十八日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○北陸地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十日　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小矢部市安楽寺字別当島七二四番一から同市安楽寺字裏山六番まで	前	五三・二メートル	八・八キロメートル
	後	八五～七八・〇メートル	〇・〇五〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十日　北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	小矢部市安楽寺字別当島七二四番一から同市安楽寺字裏山六番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年七月十日

○近畿地方整備局告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月十日　近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　阪神間都市計画道路事業三・三・二百四十号中筋伊丹線、三・五・八百五十八号中筋山本線及び三・六・九十一号宝塚長尾線

三　事業施行期間　自令和七年七月十日至令和十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　兵庫県宝塚市中筋三丁目、中筋六丁目、中筋七丁目及び長尾町地内

使用の部分　なし

人事異動

内閣府

宮本佐知子
（三木佐知子）
公認会計士・監査審査会委員に任命する（六月八日）

吉橋　幸子
（土井　幸子）
原子力委員会委員に任命する（六月十六日）

榊原　一夫　　大草　透　　岡田美弥子
藤本　雅彦　　田渕　正朗
日本放送協会経営委員会委員に任命する（各通）
（六月二十日）

大下　英和
願に依り障害者政策委員会委員を免ずる

清田　素弘
障害者政策委員会委員に任命する

刀祢館久雄
願に依り税制調査会委員を免ずる（以上六月三十日）

中村也寸志　　大瀧　敦子
公害等調整委員会委員に任命する（各通）（七月一日）

松本　吉郎
中央防災会議委員に任命する（七月五日）

宮内庁

（長官官房主計課長）内閣府事務官
木村　藍子
財務省に出向させる

（財務省大臣官房参事官（関税局関税課担当））財務事務官　石谷　良男
内閣府事務官（長官官房主計課長）に転任させる
（以上七月八日）

法務省

（東京地方検察庁検事法務省大臣官房国際課付法務省大臣官房付）検事
中村明日香
法務省大臣官房国際課付に充てるコとを解く
法務省大臣官房付に充てるコとを解く
外務省に出向させる（七月八日）

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定するコとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十日

北陸地方整備局長　髙松　論

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　占用を制限する区域　区域
(四)　制限の対象とする占用物件　小矢部市安楽寺字別当島七二四番一から同市安楽寺字裏山六番まで新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保するコとができないと認められる場合は、コの限りでない。
(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限するコとにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年七月十一日
(七)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

四国地方整備局公示

日下川流域水害対策計画の策定について

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第四条第１項の規定により、日下川流域水害対策計画を令和七年六月二十日に定めたので、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第二条の規定に基づき、公表する。

令和七年七月十日

四国地方整備局長　豊口　佳之

（本文省略）

その関係図書は、四国地方整備局及び高知河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

国家試験

令和７年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の３第１項の規定による試験を次のとおり行う。

令和７年７月10日

観光庁長官　村田　茂樹

1．試験の種類
総合旅行業務取扱管理者試験

2．試験地
北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県及び沖縄県

3．試験日
令和７年10月26日（日）

4．試験科目
試験は、次に掲げる科目について、筆記方式により行う。
(1)　旅行業法及びこれに基づく命令
(2)　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款
(3)　国内旅行実務
ア．本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する料金
イ．本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理
(4)　海外旅行実務
ア．本邦外の運送機関の利用料金その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金
イ．旅券の申請手続、通関手続、検疫手続、渡航管理その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な法令
ウ．本邦及び主要国における出入国に必要な手続に関する実務処理
エ．主要国の観光
オ．本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な語学
カ．本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理（ウ．に係るものを除く。）

5．受験手続
(1)　受験申請の方法及び受付期間
一般社団法人日本旅行業協会が指定するウェブサイトより申請することとし、令和７年７月10日（木）から同年８月１日（金）までに申請されたものに限り受け付ける。
(2)　受験手数料等
ア．試験を受けようとする者は、受験申請の際に受験手数料13,000円及び納付に係る手続費用を、一般社団法人日本旅行業協会が指定する方法により支払うこと。
イ．受験手数料等は、受験手続が完了した後は返還しない。
(3)　受験票の交付
受験申請及び受験手数料等の支払をした者には、受験票を交付する。

6．試験の一部免除
(1)から(6)までに定める試験の一部免除については、併用することができる。
(1)　地域限定旅行業務取扱管理者試験合格者
ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち(1)の科目について、試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に地域限定旅行業務取扱管理者試験合格証（写し）を添付すること。
(2)　国内旅行業務取扱管理者有資格者
ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち(1)及び(3)の科目について、試験の免除を受けることができる。
イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証（写し）、国内旅行業務取扱主任者試験合格証（写し）又は国内旅行業務取扱管理者試験合格証（写し）を添付すること。

⑶　一般社団法人日本旅行業協会が令和６年度又は令和７年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」修了者

ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち⑶の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に令和６年度又は令和７年度の総合旅行業務取扱管理者研修の当該科目の修了証書（写し）を添付すること。

⑷　一般社団法人日本旅行業協会が令和６年度又は令和７年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者

ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち⑷の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に令和６年度又は令和７年度の総合旅行業務取扱管理者研修の当該科目の修了証書（写し）を添付すること。

⑸　令和６年度総合旅行業務取扱管理者試験のうち「国内旅行実務」について合格点を得た者

ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち⑶の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に令和６年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書（写し）を添付すること。

⑹　令和６年度総合旅行業務取扱管理者試験のうち「海外旅行実務」について合格点を得た者

ア．当該者は、４．に掲げる試験科目のうち⑷の科目について、試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に令和６年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書（写し）を添付すること。

７．合格者の発表等

合格者の発表は、令和７年12月11日（木）（予定）に、一般社団法人日本旅行業協会のホームページで行うとともに、受験者にはウェブサイト上に設定する個人ページに試験結果を通知する。

８．合格証の交付

令和７年12月11日（木）（予定）に、合格者に対して簡易書留郵便にて発送する。

９．試験事務の代行

この試験の事務は、旅行業法第69条第１項の規定に基づき、次の旅行業協会に行わせる。

名称　一般社団法人日本旅行業協会

住所　〒100―0013　東京都千代田区霞が関三丁目３番３号　全日通霞が関ビル

試験事務を行う事務所の所在地　住所に同じ

10．その他

試験の実施については変更があり得るため、その場合は、一般社団法人日本旅行業協会のホームページに変更内容を掲載し、周知する。

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算終結

令和６年（ヒ）第１００２号
広島市東区牛田旭１丁目13番12―601号
清算株式会社　株式会社広島ＳＰ
1　決定年月日　令和７年６月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第１号
徳島県徳島市津田海岸町６番９号
清算株式会社　株式会社鈴木商店
1　決定年月日　令和７年６月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

監 督 命 令

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

小規模個人再生による再生計画取消

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）ともに

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月四日

掲載頁　六十八頁（号外第一五四号）

令和七年七月十日

東京都新宿区西新宿六丁目二五番八号

（甲）株式会社リベラ・リアル・エステート・マネジメント

代表取締役　永森　豊隆

岩手県奥州市衣川日向六〇番地二

（乙）株式会社リベラ・ホテルズ＆リゾーツ

代表取締役　永森　豊隆

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　七十八頁（号外第一四一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　五十六頁（号外第一四一号）

令和七年七月十日

横浜市西区みなとみらい二丁目三番五号

クイーンズタワーＣ―一〇Ｆ

（甲）ヒップスタイル株式会社

代表取締役　平田　恭平

横浜市西区みなとみらい二丁目三番五号

クイーンズタワーＣ―一〇Ｆ

（乙）ヒップオートリース株式会社

代表取締役　福地　佑太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　七十八頁（号外第一四一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　五十四頁（号外第一四一号）

令和七年七月十日

横浜市西区みなとみらい二丁目三番五号

クイーンズタワーＣ―一〇Ｆ

（甲）ヒップスタイル株式会社

代表取締役　平田　恭平

埼玉県新座市あたご三丁目一五番地一七

（乙）ヒップスタイル東日本株式会社

代表取締役　相馬　浩介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　七十八頁（号外第一四一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　五十三頁（号外第一四一号）

令和七年七月十日

横浜市西区みなとみらい二丁目三番五号

クイーンズタワーＣ―一〇Ｆ

（甲）ヒップスタイル株式会社

代表取締役　平田　恭平

札幌市北区新琴似町七八五番地五

（乙）ヒップスタイル北海道株式会社

代表取締役　新藤　繁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月一日

掲載頁　七十二頁（号外第九十九号）

（乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月一日

掲載頁　七十三頁（号外第九十九号）

令和七年七月十日

富山市赤田四八七番地一

（甲）株式会社大阪屋ショップ

代表取締役　尾﨑　弘明

富山市赤田四八七番地一

（乙）大和海産株式会社

代表取締役　粟倉　睦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十日

石川県金沢市泉が丘二丁目一二番一三号

（甲）合同会社Ｍｏｎｔ Ｂｌａｎｃ

代表社員　青木　孝憲

石川県金沢市泉が丘二丁目一二番一三号

（乙）合同会社ＫＩ Ｃａｐｉｔａｌ

代表社員　合同会社Ｍｏｎｔ Ｂｌａｎｃ

職務執行者　青木　孝憲

石川県金沢市泉が丘二丁目一二番一三号

（丙）合同会社ＳＮ Ｃａｐｉｔａｌ

代表社員　合同会社Ｍｏｎｔ Ｂｌａｎｃ

職務執行者　青木　孝憲

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＧＯジョブ株式会社（住所東京都港区虎ノ門四―一―一神谷町トラストタワー二三Ｆ）に対して当社の有料職業紹介事業（正社員／パートタイムの採用紹介事業）及び募集情報等提供事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年九月六日

掲載頁　二十七頁

令和七年七月十日

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー　ＧＯ株式会社

代表取締役社長　中島　宏

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十四日

掲載頁　七十五頁（号外第九十二号）

令和七年七月十日

東京都港区芝浦三丁目四番一号グランパークタワー

（甲）日本エア・リキード合同会社

代表社員　Air Liquide International Corporation

職務執行者　牧原　康二

東京都港区芝浦三丁目四番一号グランパークタワー

（乙）衣浦工業ガス株式会社

代表取締役　大平　透

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＯＲＤフードサービス株式会社（住所東京都品川区大崎一丁目一一番二号）に対して、当社のフードサービス事業及び社会サービス事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.shidax.co.jp/ir/stock/public-notice/

令和七年七月十日

東京都調布市調布ケ丘三丁目六番地三

シダックス株式会社

代表取締役　志太　勤一

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＯＲＤフードサービスホールディングス株式会社（住所東京都品川区大崎一丁目一一番二号）に対して、シダックス株式会社のフードサービス事業及び社会サービス事業に関する権利義務を承継させる新設分割により新設されるＯＲＤフードサービス株式会社の当社が保有する株式全て及び当社の借入金債務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　二三〇頁（号外第一四八号）

令和七年七月十日

東京都品川区大崎一丁目一一番二号

シダックスホールディングス株式会社

代表取締役　志太　勤一

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するエムケー興産株式会社（住所長野県千曲市大字雨宮一八二五番地）に対して当社のホテル業に係る不動産管理及び賃貸事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

また、当社は新設分割の効力発生日において長野リンデンホールディングス株式会社に商号変更する予定です。

当社の株主総会の承認決議は令和七年七月十七日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十二日

掲載頁　四十一頁（号外第一三〇号）

令和七年七月十日

長野県長野市大字鶴賀南千歳町九七五番地

エムケー興産株式会社

代表取締役　宮澤　喜宏

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する甘蘭飲食株式会社（住所大阪府大阪市北区天満二丁目一―一二）に対して当社の飲食店フランチャイズ本部事業及び食品製造・加工・販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

簡易会社分割に該当するため、当社の株主総会の承認決議は省略しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月一日

掲載頁　五十四頁（号外第七十四号）

令和七年七月十日

大阪府大阪市北区天満二丁目一―一二天満橋ＳＥビル四Ｆ

甘蘭株式会社

代表取締役　劉　孝鋒

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十日

東京都中野区中央二―三〇―九山王ＭＧＴビル一〇三号

合同会社セイライグループジャパン

代表社員　シリカン・アサワ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、組織変更後の商号は株式会社スターフィーとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十日

東京都渋谷区恵比寿四丁目五番二五号

合同会社スターフィー

代表社員　加藤　智也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二階

バックオフィス総研コンサルティング合同会社

代表社員　佐藤　匡史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は組織変更効力発生日と同日付で東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号に本店移転する予定です。

令和七年七月十日

東京都渋谷区恵比寿二丁目三六番一三号

ＭＴＲビルディング

Ｈｏｇａｒｔｈ　Ｗｏｒｌｄｗｉｄｅ　Ｊａｐａｎ合同会社

代表社員　ホガース・ワールドワイド・リミテッド

職務執行者　岡咲　匡彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十日

東京都八王子市元八王子町三丁目二七五〇―四八六

伊桜誠達貿易合同会社

代表社員　何　驍

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ダイシンとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十日

横浜市泉区桂坂二番地五

ダイシン合同会社

代表社員　大塚　丈明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、組織変更後の商号は株式会社金光酒造とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十日

広島県東広島市黒瀬町乃美尾一三六四番地の二

金光酒造合資会社

代表社員　金光　秀起

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、組織変更後の商号は株式会社七一建設とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十日

沖縄県中頭郡北谷町字吉原八四一番地

合同会社ネクサス沖縄

代表社員　國吉　洋

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九四、九九五、六〇〇円減少し九〇、〇〇〇、〇〇〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月十三日であり、株主総会の決議は、令和七年六月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三日

掲載頁　四十二頁（号外第一五二号）

令和七年七月十日

東京都港区芝大門二丁目五番五号

アンター株式会社

代表取締役　中山　俊

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千四百六十万八千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月十日

東京都文京区白山一丁目一番一―一〇一号

株式会社Ａｕｆｅｎｓｅ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ　代表取締役　長岡　達弥

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月八日

掲載頁　六十二頁（号外第七十九号）

令和七年七月十日

東京都千代田区九段南二丁目四番一六号

池田建設株式会社

代表取締役　古賀　智道

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九百十三億七百六十六万七千八百五十一円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年七月十日

東京都中野区中野四丁目三番二号

株式会社丸井グループ

代表取締役　青井　浩

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億六千万円減少し九千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月十五日であり、株主総会の決議は令和七年七月二十八日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月一日

掲載頁　三頁

令和七年七月十日

東京都港区三田三丁目四番一九号

ＤＫＳＨマーケットエクスパンション　サービスジャパン株式会社

代表取締役　林　靖夫

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二百五十九億五千二百七十八万八千四百四十円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年六月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年七月十日

横浜市西区みなとみらい二丁目三番一号

日揮ホールディングス株式会社

代表取締役　佐藤　雅之

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十日

札幌市豊平区月寒東二条三丁目九番一二号

株式会社大宮ホーロー北海道製作所

代表取締役　甚内　祐亮

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十日

栃木県宇都宮市宝木町一丁目二八番地一一

下野印刷株式会社

代表取締役　金田　隆利

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十日

東京都新宿区西新宿三丁目五番一二号

株式会社バンカ

代表取締役　齋木　直康

令和七年七月十日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号丸の内北口ビルディング九階ＷｅＷｏｒｋ内

サバ・ソフトウェア株式会社

代表取締役　シャナ・ジェーン・ヘレン・ラトン

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十日

東京都台東区北上野二丁目三二番二号

株式会社小島半田製造所

代表取締役　小島　昌夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号丸の内北口ビルディング九階ＷｅＷｏｒｋ内

サバ・ソフトウェア株式会社

代表取締役　シャナ・ジェーン・ヘレン・ラトン

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十日

東京都港区三田三丁目一一番三六号

株式会社ノースイ

代表取締役　森瀬　公一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十日

静岡県富士宮市根原字宝山二七番地

富士バイオテック株式会社

代表取締役　松原　通雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十日

愛知県津島市南新開町一丁目三五七番地

七宝金型工業株式会社

代表取締役　松岡　寛高

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十日

島根県浜田市久代町一一一七番地二

島根物産商事株式会社

代表取締役　坂野　豪志

訂正公告

令和七年三月十日（号外第四十七号）掲載の第十一期決算公告（枠組）中、住所「鹿児島県肝属郡東串良町岩弘2004番地」とあるは「鹿児島県肝属郡東串良町岩弘2004番地２」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十日

鹿児島県肝属郡東串良町岩弘二〇〇四番地二

株式会社マルニシ青果

代表取締役　西青木幸二

訂正公告

令和七年七月七日掲載の第四十六期決算公告中、「宮崎県日南市北郷町郷之原三六七一―一」とあるは「宮崎県日南市北郷町郷之原乙三六七一―一」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一八	下	一七～一六（終りから）	行頭をそれぞれ一字上げる。	

（印刷誤り）

令和七年七月二日（号外第百五十一号）公布政令第二百四十四号（事業性融資の推進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令）